

和光苑 サービス料金表

施設サービス

種類\介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
入所(自己負担1割の方)	604円	676円	751円	823円	893円
入所(自己負担2割の方)	1,208円	1,352円	1,501円	1,645円	1,786円
入所(自己負担3割の方)	1,812円	1,960円	2,179円	2,392円	2,599円

- 1日当たりの料金です。
- 保険点数の端数処理の関係上、ご利用料に誤差が生じることがあります。
- 上記の他、1日当たり下記の料金がかかります。

	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割		自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
居住費(個室)	1,171円	1,171円	1,171円	看取り介護による費用(Ⅰ)(死亡31日～45日前)	76円	152円	228円
居住費(多床室)	855円	855円	855円	看取り介護による費用(Ⅰ)(死亡4日～30日前)	152円	304円	456円
食費(1日分)	1,445円	1,445円	1,445円	看取り介護による費用(Ⅰ)(死亡2日前)	717円	1,434円	2,151円
日用消耗品費	200円	200円	200円	看取り介護による費用(Ⅰ)(死亡日)	1,350円	2,699円	4,048円
				看取り介護による費用(Ⅱ)(死亡31日～45日前)	76円	152円	228円
栄養マネジメント強化による費用	12円	24円	35円	看取り介護による費用(Ⅱ)(死亡4日～30日前)	152円	304円	456円
療養食による費用	7円	13円	19円	看取り介護による費用(Ⅱ)(死亡2日前)	823円	1,645円	2,467円
経口移行による費用	30円	59円	89円	看取り介護による費用(Ⅱ)(死亡日)	1,666円	3,331円	4,996円
経口維持加算(Ⅰ)	422円	844円	1,265円	口腔衛生管理による費用(Ⅰ)	95円	190円	285円
経口維持加算(Ⅱ)	106円	211円	317円	口腔衛生管理による費用(Ⅱ)	116円	232円	348円
個別機能訓練による費用(Ⅰ)	13円	26円	38円	夜間体制による費用(Ⅰ)口	14円	28円	42円
個別機能訓練による費用(Ⅱ)	21円	43円	64円	夜間体制による費用(Ⅲ)口	17円	34円	51円
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	43円	85円	127円	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	4円	7円	10円
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	53円	106円	159円	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	5円	9円	13円
ADL維持等加算(Ⅰ)	32円	64円	95円	精神科医による療養指導の費用	6円	11円	16円
ADL維持等加算(Ⅱ)	64円	127円	190円	認知症行動緊急対応による費用	211円	422円	633円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	106円	211円	317円	若年性認知症患者受入による費用	127円	253円	380円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	211円	422円	633円	配置医師緊急時対応による費用(早朝・夜間)	686円	1,371円	2,056円
退所前訪問相談援助による費用	485円	970円	1,455円	配置医師緊急時対応による費用(深夜)	1,371円	2,741円	4,111円
退所後訪問相談援助による費用	485円	970円	1,455円	排せつ支援による費用(Ⅰ)	11円	21円	32円
退所時相談援助による費用	422円	844円	1,265円	排せつ支援による費用(Ⅱ)	16円	32円	48円
退所前連携による費用	527円	1,054円	1,581円	排せつ支援による費用(Ⅲ)	21円	43円	64円
日常生活継続支援による費用	38円	76円	114円	褥瘡マネジメントによる費用(Ⅰ)	4円	7円	10円
サービス提供体制強化による費用	19円	38円	57円	褥瘡マネジメントによる費用(Ⅱ)	14円	28円	42円
看護体制加算(Ⅰ)	5円	9円	13円	入院先医療機関との間の栄養管理に関する連携費用	211円	422円	633円
看護体制加算(Ⅱ)	9円	17円	26円	在宅サービスを利用した時の費用※1	591円	1,181円	1,771円
				安全対策体制にかかる費用	21円	43円	64円
				入所後30日間に限りかかる費用	32円	64円	95円
				入院又は自宅に外泊した場合にかかる費用	260円	519円	778円

- 介護職員処遇改善加算として、上記料金合計(居住費・食費・日用消耗品費を除く)の8.3%に相当する金額が加算されます。
- 介護職員等特定処遇改善加算として、上記料金合計(居住費・食費・日用消耗品費を除く)の2.7%に相当する金額が加算されます。
- ご利用者で、非課税世帯の方は居住費・食費の負担が軽減されます。

※1、1ヶ月に6日を限度として外泊された場合

■特別養護老人ホーム和光苑 相談窓口 田尻治子

令和 3年10月 1日現在